○新潟県中東福祉事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 昭和 40 年 3 月 27 日組合条例第 9 号

改正

昭和61年8月30日組合条例第2号平成24年3月6日組合条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 35 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

- 第2条 職員は、次の各号の1に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任 を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。
 - (1) 研修を受ける場合
 - (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - (3) 前2号に規定する場合を除くほか、規則で定める場合 附 則
 - この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年8月30日組合条例第2号)

この条例は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則(平成24年3月6日組合条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。